

枚方鳥獣保護区
保護に関する指針

大 阪 府

1. 名称

枚方鳥獣保護区

2. 区域

枚方市、交野市の境界線と第二京阪道路との交点を起点とし、同道路を北北東進し、枚方市、京都府京田辺市の境界線に至る線より東南方向のすべての枚方市域

3. 面積

約 1, 080 h a

4. 存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から平成 40 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

枚方鳥獣保護区は、枚方市の東端に位置し、京都府、奈良県、交野市に接する。地形は生駒山地から続く標高 100m 以上の丘陵・山地地形となっている。

周辺環境は、コナラ、アカマツ、アラカシなどの二次林の里山をはじめ、棚田などの農耕地、穂谷川、八田川及びため池等の湿地など様々な環境が組み合わさり、自然に恵まれた地域である。

特に同区内の穂谷地区は、市街地近郊ながら、棚田、ため池、二次林・竹林などを含むモザイク状の土地利用が維持され、里山景観が比較的良好な状態で継承されており、里地里山に特徴的な生物多様性が豊かな地域である。

そのため、環境省によって「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている。

また、本地域の南西部側は生駒山系に繋がる交野鳥獣保護区、北東部は京都府京田辺市の甘南備鳥獣保護区に接しており、それらの鳥獣保護区と一体的に保護を図る上で重要な地域となっている。

(2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の指定更新にあたり実施した調査では、鳥類が 117 種確認された。これら確認種の生息区分の内訳は、留鳥 40%、夏鳥 14%、冬鳥 27%、旅鳥 16% であり、75%が山野の鳥である。重要種は、種の保存法記載種が 1 種、環境省レッドリスト記載種が 12 種、大阪府レッドリスト記載種が 23 種、計 28 種が確認

され、そのうち 21 種が山野の鳥であった。

哺乳類は 22 種が確認され、うち重要種は、大阪府レッドリスト記載種であるキツネ、ニホンイタチ、アナグマ、カヤネズミの 4 種が確認された。

このように、同区は山野に生息する鳥類が多く、特に一年中生息場所を変えない留鳥や冬期に滞在する冬鳥の生息が多数確認されたことから、これら鳥類の生息に適した環境であると考えられる。

また、哺乳類についてもキツネなどの重要種を含む多様な種類が確認されるなど、同区は府域の鳥類・哺乳類の生息地として非常に貴重な地域であり、今後とも野生鳥獣の生息地としてより良い環境を整える必要がある。

(3) 保護管理に関する事項

鳥獣保護管理員や行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、鳥獣保護管理員やNPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。